

専門委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人徳島県スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第47条の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類及び任務)

第2条 委員会の種類は、総務委員会、国体委員会、スポーツ科学委員会、指導者育成委員会、広報・顕彰委員会、生涯スポーツ委員会とする。

2 各委員会は、専門的事項を審議するため別に部会を置くことができる。

3 その他、必要に応じて委員会を設けることができる。

第3条 総務委員会は、理事会の付託を受けて、次の事項について審議し、理事会の承認を得て、これを処理する。

- (1) 本会の運営方針に関する事
- (2) 定款その他諸規程に関する事
- (3) 団体の加盟・休止・脱退・除名に関する事
- (4) 事業計画及び予算に関する事
- (5) 事業報告及び決算に関する事
- (6) 財務資金計画に関する事
- (7) 組織の充実強化に関する事
- (8) 倫理・コンプライアンスに関する事
- (9) 他の所管に属さない事項に関する事

第4条 国体委員会は、理事会の付託を受けて、次の事項について審議し、これを処理する。

- (1) 競技力向上に関する事
- (2) 国民体育大会に関する事
- (3) 大会等における選手激励に関する事
- (4) その他、競技力に関する事

第5条 スポーツ科学委員会は、理事会の付託を受けて、次の事項について審議し、これを処理する。

- (1) スポーツ科学に関する調査研究
- (2) 選手・指導者へのスポーツ科学的サポート
- (3) スポーツ科学に関する普及・啓発
- (4) その他、スポーツ科学に関する事

第6条 指導者育成委員会は、理事会の付託を受けて、次の事項について審議し、これを処理する。

- (1) 公認スポーツ指導者の養成に関する事
- (2) 公認スポーツ指導者の研修及び資質の向上に関する事
- (3) スポーツ指導に関する広報活動に関する事
- (4) その他、スポーツ指導者育成に関する事

第7条 広報・顕彰委員会は、理事会の付託を受けて、次の事項について審議し、これを処理する。ただし、徳島県スポーツ協会表彰に関しては、理事会の承認を得ることとする。

- (1) 広報活動に関する事
- (2) 表彰に関する事
- (3) 表彰規程に関する事

第8条 生涯スポーツ委員会は、理事会の付託を受けて、次の事項について審議し、これを処理する。

- (1) 生涯スポーツの推進に関する事
- (2) 総合型地域スポーツクラブの育成・活動等に関する事
- (3) 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に関する事
- (4) スポーツ活動安全対策に関する事
- (5) その他、生涯スポーツに関する事

(委員)

第9条 各委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長が理事のうちから指名する委員 若干名
- (2) 理事長が指名する学識経験者 若干名
- (3) 加盟団体の代表者(総務委員会を除く) 若干名

(役員)

第10条 各委員会に次の役員を置く。

- 委員長 1名
副委員長 若干名

第11条 委員長は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、理事長が委嘱する。

第12条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副委員長が委員長の職務を代行するときは、あらかじめ委員長が定めた順による。

(任期)

第13条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱された後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員等の補欠として委嘱された委員等の任期は、退任した委員等の任期の満了の時までとする。

(委員会)

第14条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

第15条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。

第16条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した委員は、出席したものとみなす。

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第18条 緊急を要するため、委員会に付議することが困難なときは、委員長がこれを決定することができる。

2 前項の場合には、次回の委員会に報告しなければならない。

第19条 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、各委員会委員長及び事務局長は、各委員会に出席して、意見を述べることができる。

(改廃)

第20条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

(補則)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人徳島県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

2 この規程は、令和2年4月1日から一部改定して施行する。

3 この規程は、令和3年4月1日から一部改定して施行する。

4 新たに追加された委員会の委員等の任期については、第13条の規定にかかわらず、他の委員会の委員等の任期が終了する時までとする。

5 第6条[指導者育成委員会]の設置に伴い「徳島県スポーツ指導者協議会規程」(平成24年4月1日施行)は廃止する。

6 この規程は、令和4年5月25日から一部改定して施行する。